

議会基本条例

◆ 議会基本条例とは

- 議会に関する基本的な事項について定めた条例。
- 分権改革以降、議会改革を積極的に進める議会が出てきており、そのような議会改革を継続・発展させることなどを目的として、議会基本条例を制定する自治体が出現している。
- 平成 18 年 5 月 18 日に施行された北海道栗山町の「栗山町議会基本条例」が第 1 号。

◆ 制定状況

(1) 全国

- 68 議会（全 1861 議会、平成 21 年 9 月 25 日現在）
 - ・ 都道府県 8 (全 47)
 - ・ 政令市 1 (全 18)
 - ・ 特別区 0 (全 23)
 - ・ 市 35 (全 783)
 - ・ 町村 24 (全 990)

(2) 近隣

- 豊田市議会基本条例（平成 21 年 5 月 14 日施行）
- 北名古屋市議会基本条例（平成 20 年 7 月 1 日施行）
- 伊賀市議会基本条例（平成 19 年 2 月 28 日施行）
- 三重県議会基本条例（平成 18 年 12 月 20 日施行）

◆ よくある項目

(1) 活動原則

- 重要事項の決定
- 市長等の事務執行の監視及び評価
- 情報公開
- 市民参加
- 政策立案

(2) 意思決定機能・監視機能の強化

- 一問一答方式
 - ・ 議員の質問ごとに、その都度当局が回答する方式。
 - ・ 現在よくある方式は、議員が一括してすべての質問を行い、その後、当局が一括して質問項目すべてに回答する方式。この方式だと、回答漏れがあった

- り、どの質問に対する回答なのかが聞いている人に分かりにくかったりする。
- 反問権
 - ・市長や市職員が、論点・争点を明確にするため、議員の質問に対して逆質問することができるもの。
 - 議決事件の追加
 - ・地方自治法の定め以外で、議決事件を独自に定めるもの。
 - ・地方自治法で定められているものは、条例・予算・決算など。
 - ・追加によくあるものとして、憲章・宣言・総合計画など。
 - (3) 情報公開
 - 会議の公開
 - ・本会議、委員会を原則公開する。
 - 議会報告会
 - ・議会活動を説明報告し、住民の意見を聴く。
 - 議案に対する議員の賛否の公表
 - (4) 市民参加
 - 意見交換の場
 - ・会期中又は閉会中を問わず、住民の意見を聴くための一般会議。
 - 請願・陳情者の意見を聴く
 - ・政策提案として、提案者の意見を聴く。
 - (5) 自由討議
 - 会議における自由な討議
 - ・議員相互間の討議の活性化。
 - (6) 政策立案
 - 立法活動・調査活動
 - (7) 議員の役割
 - 政治倫理の確立
 - 自己研鑽
 - (8) 政務調査費
 - 政務調査費の公正性、透明性。

など